

# 日韓双方の史料からみる接觸の場

鶴 田 啓

## はじめに

韓国史においても、朝鮮時代後期の史料は、前期史料よりずっと多いであろうが、日本史史料の数量は、近世（江戸時代）に入ると、それ以前の時代と比較して飛躍的に増大する。この時代の特徴は、一つの事件を複数の日本史料や、日本史料・韓国史料の両面から見ることができる点にある。本報告では、いくつかの事例を取り上げ、史料の併用が有効であることを示すとともに、そうした作業を通して感じる疑問点についても述べる。

## 1. 万延元年（一八六〇）、四国通商開始の告知と対馬藩と幕府・朝鮮

最初に取り上げるのは、万延元年に対馬藩が朝鮮国に対し、日本と欧米四か国（通商条約はオランダを含む五か国）の通商開始を知らせた事例である。この一件は、史料の併用によって事件全体の“流れ”が分かる例である。<sup>①</sup>長崎での対馬藩・幕府（長崎奉行）の折衝と、幕府内の評議・伝達に関しては、「万延元年正月より十二月迄應接下り物留運上役所」<sup>②</sup>、<sup>③</sup>江戸での折衝に関しては、「公義被仰上」と「江戸藩邸毎日記」、「藩邸毎日記」、<sup>④</sup>対馬・朝鮮間往復書契と朝鮮国内での處

理に関しては、「本邦朝鮮往復書」「承政院日記」「朝鮮王朝実録」「哲宗実録」「同文彙考」などの史料によって知ることができる。

江戸幕府は、安政五年（一八五八）の六月から九月にかけて、アメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランスと修好通商条約を結び、その規定に従つて、翌安政六年六月一日（一八五九年七月一日）から、神奈川（横浜）・長崎・箱館の三開港場においてこれら各国との自由貿易が開始されることになった。ところが、開港直前の安政六年四月一七日、イギリスの軍艦アクトエオン号が対馬浅茅湾へ侵入し、尾崎浦に停泊して五月八日まで滞留する事件が起つた。<sup>⑤</sup>この来泊事件によって、対馬藩は、歐米列強が対馬に関心を持っていることと、防備体制強化の必要性とを認識した。藩邸ではこの事件について四月十九日・同二四日・五月二日・同九日に江戸へ書状を送った。（五月二〇日～六月二二日に幕府へ提出。）さらに五月一日には、外国船の対馬寄港禁止を幕府に要請するため、唐坊莊之助を長崎へ、海津善九郎を江戸へ派遣した。

六月一六日、対馬藩長崎聞役小田儀兵衛は、長崎奉行岡部駿河守（長常）に、八か条の「口上書取」と「英船・贈物之目録」を提出し、条約相手国に対し開港場所でない対馬へは来泊しないよう、幕府から要請することを求めた。この「口上書取」の第一条に、「歐米諸国に通商を許可された事情について、幕府から朝鮮国に対しその主旨をきちんと御告

知なさらなくては、寛永・正保年間にキリスト教國の入津禁止を定められた際、朝鮮國へ嚴重に御連絡された事情もありますし、対馬には絶えず朝鮮國の漂流民が在留していますので、今回のようにイギリス船が何十日も滞留しては、朝鮮國に対しても不都合なことです」とあるのが注目される。

岡部は長崎出張中の目付都筑金三郎（峯暉）<sup>(8)</sup>と相談の上、老中に伺書を提出した。岡部の伺書の中には、「朝鮮國へ外国通商許可の事情を告げることは、宗氏家来の申す通り、適當と思われる。この件は江戸で宋氏へ御指示があると思うけれども、心得のため私へも様子を教えていただきたい」とあつた。

一方対馬藩江戸藩邸は、七月一八日、江戸家老佐須伊織の名で外国掛老中間部下総守（詮勝）と老中脇坂中務大輔（安宅）に伺書を提出した。その文面には、寛永年間にキリスト教國の渡來が禁止され、寛永一六年（一六三九）・正保元年（一六四四）に朝鮮國へその旨を連絡した歴史を述べ、朝鮮では現在まで中國・オランダ以外は日本への来航禁止だと考へてゐる。かつて朝鮮國へ日本のキリスト教禁止と「鎖国」を告げた以上、今回通商開始とキリスト教禁止継続を連絡しないのは「不都合」だという論理である。（史料1）

八月二二日になつて、間部から外国船対応の各伺書に対する回答（書取）が渡された。ただし、「箱館奉行所応接下り物留帳」によれば、実際に老中の指示が幕府内部の関係者に回つたのはこれよりずっと後で、同史料には、一二月二八日勘定奉行、同二九日外国奉行、翌万延元年閏三月一七日神奈川奉行（外国奉行が兼任）、そして同二八日に箱館奉行がこの書取を確認した記載がある。また対馬藩内部でも、通商条約文面の効力と幕府への要請の限界は意識されていて、一一月一〇日の家老から家中宛布達には、「幕府において現在外国人たちを取り扱うようすは、いつも通商条約の通りとは限らないようで、異国船の多くは品川沖へ乗

た上で、郭内居屋敷・朝鮮國よりの訳官使在留中の旅館・漂流民住居所近辺はもとより、侍屋敷などがある場所へは一切近寄らせらず、海岸近辺に限り歩行を許可すべきか」と尋ねている。第三は、幕府からイギリス人に對し馬所望禁止の書状を出すよう求めたものである。

このように、長崎での伺書、江戸での伺書、そして八月一六日の催促書面（「対馬は遠国偏屈の人情で、幕府が外国人に對応している御趣意も分からぬ。その上、旧来朝鮮人を取り扱ってきた形もあるので、現在の外国人たちの行動は失礼至極と考えてとかく憤怒が強く、どのように異変が生じるかと大変心配である」<sup>(10)</sup>）と、いずれも外国船の対馬来泊が不都合である理由に、「朝鮮」との關係を挙げてゐることに注目したい。四国通商開始の伝達を申し出た対馬藩の目的は、通商条約発効という新たな狀況のもとで、自らが從来果たしてきた対朝鮮關係における役割を幕府に今一度強調し、日朝外交貿易体制に「不都合」がないよう取り計らう旨の確認を引き出しておくことにあつたと考えられる。

八月二二日になつて、間部から外国船対応の各伺書に対する回答（書取）が渡された。ただし、「箱館奉行所応接下り物留帳」によれば、実際に老中の指示が幕府内部の関係者に回つたのはこれよりずっと後で、同史料には、一二月二八日勘定奉行、同二九日外国奉行、翌万延元年閏三月一七日神奈川奉行（外国奉行が兼任）、そして同二八日に箱館奉行がこの書取を確認した記載がある。また対馬藩内部でも、通商条約文面の効力と幕府への要請の限界は意識されていて、一一月一〇日の家老から家中宛布達には、「幕府において現在外国人たちを取り扱うようすは、いつも通商条約の通りとは限らないようで、異国船の多くは品川沖へ乗り入れ、江戸中を勝手に遊歩し、その往来に少しも問題が無いようになつたびたび触や達が出されていることも考えれば、しいて条約の文面にこだわり、無理に上陸を拒否することはないだろう。そこで、時宜に従つ

て、穩便の処置が肝要である」とあつた。<sup>(11)</sup>

一方、朝鮮への通商等告知問題に対しては、一〇月五日に「史料2」<sup>(12)</sup>の書付が渡された。留守居名の伺書に対する指示は書取形式だつたが、

こちらは伺書が家老名だつたので、回答も一段上の書付形式であつた。これにより、朝鮮國へ四国通商開始とキリスト教禁止継続を告知すべきこと、具体的な方法は対馬藩に一任することが認められた。<sup>(史料2)</sup>

幕府からの回答は、「一月中には対馬國許に到着したと思われる。藩主宗義和は、万延元年四月付けて、礼曹參判・礼曹參議・東萊府使・釜山僕使それぞれへ宛てて、日本がロシア・フランス・イギリス・アメリカと通商關係を結んだこと、キリスト教禁止は從来通りであることを報じる書契を認めた。これら書契は、徳川家茂の將軍職を告知するため派遣中の閑白承襲告慶大差倭（參判使）平田宮内を通して同年八月朝鮮側に伝えられた。書契の文面には、「茲告、魯西亞・仏蘭西・英咲利・亞墨利加四國、比年屢航于本邦、切請通商、糺其素情、審其懇款狀、有可憐者、柔遠之道亦不可廢、仍各許其請、以應彼望、若夫邪教緊防嚴飭、何夫待言、今此事由、令不佞告報貴國、是東武之特旨也、兩國交誼久、固非他邦之可比也、第希弾修隣睦、益敦旧盟、幸善」（礼曹參判宛書契）<sup>(13)</sup>とあつた。

それでは、これら書契を受け取った朝鮮側の反応はどうだつたろうか。

「哲宗実錄」卷二二、一一年八月己巳（八日）条に「備辺司啓曰、東萊府使鄭獻教状啓、閑白承襲告知差倭言内、魯西亞・仏蘭西・英咲利・亞墨利加四國、通貨於弊邦、故以此別具書契・別幅呈納為言、隨事往復、出於交隣間有事相聞義也、撰出回答書契、斯速下送、允之」とある。<sup>(14)</sup>

「承政院日記」同日条にも記載があり、次いで八月二六日条には「（尹秉鼎）又以備辺司言啓曰、即見戸曹所報、則以為魯西亞・仏蘭西・英咲利・亞墨利加四國通貨事告知差倭回礼单參価四千両、趁即区画為辞矣、

此是應例也、以嶺南所在信需穀中新米一千三百石区画、待開倉執錢計報之意、行会如何、伝曰、允之」<sup>(15)</sup>との記述があるので、義和からの書契は受理され、回答の準備が進んでいたことが分かる。

朝鮮からの書契はそれぞれ往信の書契に合わせた文面で、例えば礼曹參判書契の場合は、「四国通商事、不害為柔遠道、而至若邪教繫防、貴國自有禁制、似不待加勉也、今此事由之委報、併出於睦隣之盛誼、感荷極、曷勝言喻」<sup>(16)</sup>であつた。これら書契は「本邦朝鮮往復書」と「同文彙考」に所収されており、往復を確認できる。ただ回答書契の日付は「同文彙考」がいずれも八月、「本邦朝鮮往復書」は九月になつており、最終段階で九月と直された可能性がある。また「本邦朝鮮往復書」には、「以上正月十九日開封」との注記があるので、翌万延二年になつて以酌庵輪番僧のもとで開封されたことが分かる。

以上のように、朝鮮朝廷では、四国通商開始・キリスト教禁止継続告知の書契に対する回答を出すことは比較的簡単に決まり、その実行も速やかに行われた。當時、通信使をめぐる交渉が難航を極めていたのとは対照的である。

この朝鮮からの回答書契は、万延二年（文久元年）四月五日、和訳「史料4」と添状「史料3」を添えて月番の外国掛老中安藤対馬守（信正）に提出され、これによつて、足掛け三年にわたる朝鮮國へ四国通商開始・キリスト教禁止継続告知の手続は滞りなく完了した。

## 2. 天明五年（一七八五）、対馬藩主の急死事件、釜山での折衝

次に取り上げるのは、天明五年に対馬藩主宗猪三郎が急死した事件である。七月八日対馬藩主宗猪三郎（平義功）は一五歳（幕府に対しても届け出た年齢では一七歳）で急死した。猪三郎に実子は無く、また安永七年

年（一七七八）襲封時、特例として、対馬在国のまでの襲封と成長まで数年間の在国とを認められていた。このため、將軍への御目見も未だ済ませていなかつた。國元では、この特別な条件のもとでの急死に際して、必要な手続きを確認しないまま死去を公表したため、藩存亡の危機を招くことになつた。<sup>(18)</sup>

この事件は、幕府の指示で藩主の死去を取り消すという処理過程自体興味深いし、また当時の対馬―江戸間の連絡体制についても、詳しく知ることができる。ただしここでは、藩主死去取り消しがどのように朝鮮に伝えられ、そして処理されたかに限定して見ることにする。その折衝は、対馬藩と朝鮮（とくに、倭館に入りする訳官）との交際の特質を良く示していると思われる。<sup>(18)</sup>

釜山倭館へは、七月一二日付館守嶋雄太膳宛書状で、藩主の死去とその公表が連絡された。この書状は七月二三日倭館に到着し、同日嶋雄は書状の内容を倭館内の家中に達した。藩主死去のことは、二三日入館した訓導・別差（両訳）にも伝えられ、翌三四日訓導は喪服を着て入館し、通詞同席の上で嶋雄に面会、東萊府使・釜山僕使からの弔辞を述べた。

一方、七月二九日に対馬から藩主急死の知らせを受けた江戸では、幕府関係者と接触して急養子願の手続きを調査したが、皆「定まつた手続きは変えることができない」という対応だった。しかしその過程で、幕閣は対馬藩の実情を察し、正規の手続きでは藩の存続に関わると判断して、藩主のすり替えの方法（藩主猪三郎は健在で、その弟が死去したことにする。今後は弟が猪三郎になり代わる）を示唆した。國元家老衆がこの方針を知ったのは、八月八日付の江戸書状が到着した八月二三日であった。

さて、八月二十四日に渡海を命じられた阿比留惣四郎は、九月九日夜倭

館に到着した。阿比留は出発に当たり家老衆から、①表向き殿様「蘇生」ということで済み、内情は「以心伝心」で伝わるならば「上策」。②それで済まないなら、とにかく対馬にとって余儀なき次第であることを主張する。③内情を「白地ニ打明御願（全てを明らかにしてお願い）」するはできるだけ避ける。④しかし殿様死去の報を取消すという今回の目的成就のためならば、状況に応じてどの方法でも構わない、との指示を受けていた。嶋雄はただちに家中を集めて阿比留持參の書状の内容を達し、また通詞に対しても趣旨を朝鮮側に伝えるよう命じた。

九月一〇日、両訳が入館した。藩側通詞は対馬から殿様「蘇生」との連絡があつたと話したが、両訳はそのような「小兒之戲同然之儀」を東萊府使へ取り次ぐことなどできないと拒否した。この知らせを聞いて、阿比留は通詞に対し「無御余儀事情自然と相貫、体察ニ至候様（余儀無い事情が自然と伝わり、事情を察してくれるよう）」掛け合うようにと指示した。その結果両訳も「何角ハ不存、格別重キ御意味合事可在之（何かは分かりませんが、特別に重大な事情がおりのようですね）」と、協力を約束した。両訳はこの段階で内情を全て聞いていたかも知れない。

一日には、倭館内で嶋雄・阿比留・通詞・両訳が会した。この席で嶋雄と阿比留は殿様快復のことを述べた。両訳は「恐悦至極」と言つたが、東萊府使へ申し出た際どうなるかを危惧しており、阿比留が見るところ「誠ニ当惑之体」だった。阿比留は翌一二日、対馬の事情に詳しい訳官の韓判官に、通詞を通して内情を申し含めておくことにした。一三日に通詞が別差から得た情報では、前日東萊府使へ申し入れたところ、府使はこの件をいかに朝廷へ報告すべきか、困惑の様子であつたという。阿比留は九月一五日付の書状で、府使「聞済（了承）」の見通しが立たないと國元家老古川図書へ報じた。

一八日夜、両訳が東萊府使の面前に引き出されて杖罪に処されたとの情報が入った。一〇日になつて両訳からの書状があり、杖罪とは誤報で、実際は逼塞を命じられていることが分かつた。後掲「史料5」の内容から判断すれば、両訳に対する处罚は、都へ報告する前に形式を整えるために行つたものであろう。

二四日両訳が入館し、通詞に対して、兩人が今回の件について府使へ具体的にどう述べたかを、館守へも伝えてくれるようにと言つた。また内々の話として、「府使へも御国之義鼎貞ニ被存、深ク心を被配、巧者成ル書手を都江被差登、彼是申含、古東萊府使へ便り、朝廷方申込候手配被致候（東萊府使も対馬のことを大切にお考えになり、深く心配なされ、字の上手な者を都へ行かせ、いろいろと指示を与えて、前の東萊府使に依頼して、朝廷の重臣たちに申し上げる手配をされています。）」と、府使がうまく收拾するために尽力していることを告げている。そこで阿比留は一〇月七日まで待つたが、都からの返事に関する情報は得られず、

一〇月七日付書状で右記の経緯を古川図書へ報告した。

一〇月一三日、両訳が入館、通詞とともに館守の所に行き、「御蘇生

の趣が都でも了承された旨連絡があつたので、このことを館守へ申し上げるよう府使から申し付けられて來た」と述べた。その後両訳は通詞に

対して、今回穩便に処理が済んだ理由として、①先般逝去の使者に自分たちが対面しなかつたこと、②告知は館守から府使への内達によるもので正式の告訃使は渡来していなかつたこと、③したがつて府使から都への啓聞はあつたが、表向きの手続きに入つていなかつたので、都では「知レ而不知顔」ができたこと、④府使の対応宜しきを得たこと、をあげた。阿比留は一四日付で図書宛書状を認め、これは一〇月二〇日夜對馬府中に到着した。

では、東萊府使はこの件をどのように朝廷へ報告し、朝廷はそれをど

う処理したのだろうか。九月二七日に東萊府使から朝廷へもたらされた報告が「史料5」である。なお、阿比留物四郎の書状や「館守日記」では、曖昧にされていたが、この史料からは、訓導・別差にも、藩主死去・すり替えの内情が全て伝えられていたことが明らかである。

この報告の形式は、東萊府使として対馬からの連絡を取り次ぐのではなく、訓導・別差の来告を朝廷に伝える形を取りながら、対馬の内情はすべて分かるようになつていて、且つ、対馬の非を追求することには慎重な態度を示しつつ、「理にもとる」対馬側の発言を伝えた彼らに対してはすでに申飭（注意）を行つた、という。ここには、島主「蘇生」の実態はすり替えという異常な報告に際して、立場上慎重を期さなければならなかつた東萊府使の配慮がうかがえる。朝廷官人が抱く対馬島人のイメージと合致するかのように、倭人の言うことは倫理的には無茶苦茶、しかし内情はやむを得ない点もあり、「一心向慕、無異藩臣」とまで言つてゐる。しかも訓導や別差の处罚によつて、すでに朝鮮側として一応の体面は保たれている。ここでもし本格的に対応して府使の处罚などを行えば、倭人相手にこれ以上の処置は得策ではないという判断に傾くわけである。

一〇月四日、国王正祖は諸臣に「東萊府使状啓中、対馬島主還生事、卿等果聞之否」と尋ねた。<sup>(20)</sup>これに対して領議政徐命善らは「果為得聞、而渠輩之生不生、非我国之所知」と答えた。そこで国王が「状本中、雖有令廟堂稟處之意、而此則別無稟處委折、只於卿等之私書、以此意令萊伯知悉、無妨矣」と自分の考えを述べると、命善は「誠好矣」と賛意を表した。東萊府使が都に送つた「巧者成ル書手」や「古東萊府使」が、背後でいかなる活動をしたのかは不明だが、結果的には彼の希望してい

結局、嶋雄や阿比留は藩の内情を自分では表向き口にせず、通詞から訳官に言わせたことで藩庁に対し体面を保持し、東萊府使李頤祥は対馬島主「蘇生」という異常な報告を、訓導・別差の責任とすることで朝廷に対して体面を保持しながら、一件を処理したことが分かるのである。

### 3. 小田幾五郎関係史料～通詞と訳官～

文化度（辛未年）通信使は、その実現までに、長い年月の、複雑な交渉があつたことで知られている。韓国史料と宗家の記録を駆使して事実経過を詳細に叙述した田保橋潔氏の「朝鮮國通信使易地行聘考」<sup>(21)</sup>は二五〇頁を超える分量であるし、ほかに、長正統氏の史料紹介「倭學訳官書簡よりみた易地行聘」<sup>(22)</sup>、三宅英利氏の『近世日朝関係史の研究』<sup>(23)</sup>などの研究もある。

ところで、対馬歴史民俗資料館宗家文庫史料の「記録類III朝鮮関係」には、付表に示したように、対馬藩の朝鮮語通詞で、「易地聘礼」の準備交渉でも重要な役割を果たした小田幾五郎の関係史料が含まれている。これらの史料はおそらく、易地聘礼を進める立場にあつた藩の重臣が命令して、小田たち通詞に、訳官との会話内容を記録して藩に提出させた書類である。普通の藩庁記録であれば書かないような、具体的な会話内容まで記述したのは、このような作成事情のためであろう。長い交渉全体の中で、記録に残されたのは一部分に過ぎないけれども、交渉の実態について詳細に知ることができる史料である。

一例を挙げれば、A16「乙丑年閏八月掛合」は、文化二年（一八〇五）閏八月、先に収賄・書契偽造容疑で故朴俊漢・崔璫・崔國楨らが逮捕されたのを受けて、講定官（講定訳官）・訓導が日本側の事情を聞くため入館した際の記録であり、講定官・訓導と小田幾五郎・牛田善兵衛との間での緊張したやりとりが記載されている。小田らが主張する対馬側

の立場は、①この事件に対馬は無関係、②すでに渡された書契は、朝鮮国内の事情に閥わらず有効、というものである。なおこの史料でも、対馬側は、易地聘礼は一旦朝鮮側の拒否で頓挫した後、朴俊漢が条件によっては相談に応じる（それが領議政や朝廷の意向である）と言つて持ち掛けたと述べている。（史料6）

また例えば、A15「寛政十一己未年自正月御用書物扣覚」からは、この年、前訓導崔璫（伯國）らが対馬藩に対して、朴俊漢没後の活動資金の補助を求め、小田が訳官の要求に理解を示したことが分かる。また、A18「寅十一月十一日・十二月十一日追々口写扣」 A19「卯九月三日達口上手覚」 A20「七月廿四日口写」 A21「丙寅八月十九日口陳并口写（講定官訓導兼而都船主様江御内願申出置候品ニ付今日府使江往復之口写」から、文化三年八月から四年七月にかけての交渉経過を知ることができ、何處に具体的な対立点があつたかが分かる。（史料7）（II A 20の場合）

しかし、そこに記載された対話内容が、全く現場でのやり取りを離れた架空の内容である可能性は低いとしても、藩の通詞たちが、自分たちの不利になることを記録しなかつた可能性を否定することはできない。また、これほど詳細な記事があつても、かつて田保橋氏が呈示した問題点が全て解決するわけではない。むしろ読んで行くにつれて生じてくる、新たな疑問もある。

例えば、「史料7」冒頭にある、「都便有之候処、府使方へハ委不申來、則子謙方江朝廷方々申來候者」以下に引用された朝廷の指示は事実だろうか？事実だとすれば、訳官たちとソウルの朝廷もしくは朝廷有力者とのつながりはどうのような関係だったのだろうか？また、同じ「史料7」には、「幾五郎々申見候者（小田幾五郎から言つてみましたことには）」という表現で、小田たちが主張した言葉が記されているが、小田は實際

にそう考へてこうした発言を行つたのだろうか。それとも、藩の建前を述べたのだろうか？これらは、通詞と訳官の相互認識に関わる問題だが、その判断のためには膨大な史料に目を通じてみる必要があり、簡単に結論を得られずにいるところである。

### おわりに

本報告では、江戸時代（朝鮮後期）の対馬・朝鮮関係から、日韓両国の史料を使用することでより立体的に描くことができる事例を、不十分ながら示してきた。

ところで、最初に、「江戸時代に入ると、それ以前の時代と比較して、史料が飛躍的に増大する」と述べた。日韓関係史の史料についても、このことは当てはまる。その特徴は、次の2点である。

第一は、史料の数が多く、散在していることである。江戸時代、日本の人間と朝鮮王朝の人間との接触機会は、限定的だった。しかし、残されている関連史料は、外交・貿易関係の編纂物だけではない。幕府・諸藩の記録や法令、農村（漁村、都市）史料、文学作品、絵画など、さまざまな史料の中に、日韓関係に関連する記事が含まれている可能性がある。<sup>(26)</sup>史料の発掘や、史料集の刊行は、いろいろな場所で行われており、<sup>(27)</sup>あそれらを利用した研究も数多く発表されているけれども、全貌を掌握することは容易ではない。また、さまざまな史料が存在することは、それぞの史料の性格（誰が、何のために作成したか。作成者の両国関係への関わり方、知識や認識など）を、個別に考慮する必要があることを意味する。<sup>(28)</sup>そして第二は、ひとつの史料の分量が、非常に長い場合が多いことである。対馬藩の記録はその典型的な存在で、例えば、「館守毎日記」（国立国会図書館所蔵）や各種の「通信使記録」全てを読むためには、何十年もかかるだろう。「小田幾五郎関係史料」で取り上げた史料

だけでも、読み通すことは、簡単ではない。

つまり、①膨大な史料を対象に、②史料の性格を確定しながら、③江戸時代の日韓関係の特徴を良く示す史料や記述を探し出すという作業が研究者に求められているのである。

### 〔註〕

- (1) 市立函館図書館所蔵。以下「箱館奉行所應接下り物留帳」と略称。
- (2) 対馬歴史民俗資料館宗家文庫史料。
- (3) 東京大学史料編纂所宗家史料。
- (4) アクテオン号来航をめぐる事実経過については、特記以外、日野清三郎著・長正統編『幕末における対馬と英露』（東京大学出版会、一九六八）に依拠。
- (5) 長崎奉行との連絡のために、長崎に常駐していた役職。
- (6) 口頭で述べる内容を書き記した簡略な書式の書類である。
- (7) 一、諸蛮之内通商御免ニ相成候次第、公辺より朝鮮國江御主意柄宜御告知ニ不被為及候而者 寛永・正保之度耶蘇宗門之國々入津御停止被仰出候節、彼國江御嚴重被仰達候御訳も有之、國許之儀者不絕彼國之漂人在留罷在候中、如此此節イギリス船數十日滯留候而者、被對彼國ニ御不都合之儀ニ御座候事、
- (8) 幕府の役職。役人の監察を行う。また、將軍や幕閣の命令を受け、特定の任務遂行のため地方へ行くこともある。
- (9) 提出の經緯・趣旨については、「當夏英吉利國之船御國尾崎浦江來着、多日令滯留候付而者、御心遣者素、御失費茂不輕、且者人民之疲弊等、旁御難済無限候ニ付、何篇此後何之用向茂無之異國船來着不致様、公辺より曉與御差止被下成方御願立被成度、且又右被仰立之通、重而来泊方御差止相成候時、當節之英吉利船之儀者滿州江相越、九十月ニ相掛又々御國江寄船可致、其節馬所望之儀申聞居（中略）相尽方委曲筆頭添役席案書役海津善九郎江申含來候ニ付、左之三通書面取調、筋々御内意相尽

(10) (国許は)遠国偏屈之人情、公辺ニおゆて異国人御接応之御趣意柄も弁兼候上、國許之儀者曰來朝鮮人取扱之形茂御座候付、當時異人共之振合失礼至極与相心得兔角憤怒強、如何なる異変可相生哉与心配苦念無限次第御座候、

(11) 全体之驅引者五國御条約之御趣意ニ原万端令所置、尤御達面之内条約を押立成丈上陸拵差留候様ニ与有之候得者、可成丈者相制候者勿論ニ候得共、公辺ニをゆて當時異人共御取扱之現体者、毎事御条約之振合共不相聞、異國船多分者品川沖江乗入、江戸中勝手ニ致遊歩、右往來ニ少も異儀無之様、毎度御触達茂有之候を以者、強而御条約之面ニ泥、無理ニ上陸を拒候儀者有之間敷事候間、時宜ニ隨、穩便之所置肝要之事候、

(12) 茲に告ぐ、魯西亞・仏蘭西・英咲利・亞墨利加四國、比年屡ば本邦に航し、切に通商を請ふ。その懇款の状を審にするに、

憐れむべきものあり。柔遠の道また廢すべからず、仍て各その請ふを許し、以て彼望に応す。夫れ邪教緊防嚴飭の若きは、何ぞ夫れ言を待たんや。今この事由、不佞をして貴国に告報せしむ。これ東武の特旨なり。

両国交誼の久しきは、固より他邦の比すべきにあらざるなり。只だ希はくば、弥よ隣睦を修め、益す旧盟を敦くせば、幸善たり。

(13) 備邊司啓して曰く、「東萊府使鄭獻教狀啓す。閔白承襲告知差倭の言内に、魯西亞・仏蘭西・英咲利・亞墨利加四國、弊邦に通貨す。故に此の別具書契・別幅を呈納するを以て言となすと。事に隨ひ往復するは、交隣の間有事相聞こゆるの義に出るなり。回答の書契を撰出し、斯速下せん」と。(国王)これを允す。

(14) (尹秉鼎)また備邊司の言を以て啓して曰く、即ち「戸曹の報すると

ころを見るに、則ち「魯西亞・仏蘭西・英咲利・亞墨利加四國通貨のこと告知差倭の回礼单參価四千両、趁即区画し辞をなせり」と。これはこれ例に応ずるなり。嶺南(慶尚道・全羅道)所在の新需穀中新米一千三百石を区画し、開倉を待ちて錢を執りこれに報ゆるを計るはいかん」と。伝して曰く、(国王)これを允すと。

(15) 四国通商の事、柔遠の道たるを害さず。而して邪教緊防の如きに至りては、貴国自ら禁制あり、勉を加ふるを待たざるに似たるなり。今この

事由の委報、併く睦隣の盛誼に出、感荷の極、言喻に勝へず。

(16) 宗義功①(一七七一~八五)は宗義暢四男(兄三人は早世)、法名高源院。宗義功②(一七七三~一八一三)は宗義暢六男、初名富寿、法名淨元院。

(17) 一般には、大名が江戸城で將軍に對面する儀式。この場合は、大名の後繼者が將軍に對面してその地位を確認されること。

(18) この一件の主な関係史料は左の通り。

「義功様七月八日御逝去之處御跡目御大切之筋 御權門家より御密旨を以御再生ニ奉取計候始終御内密記録 右ニ付以酌庵長老江御頬之掛合共ニ」(対馬歴史民俗資料館宗家文庫史料、記録類表書札方S③79)。以下「内密記録」と略記。

〔内密記録〕と略記。

「義功様七月八日御逝去之處御跡目御大切之筋御權門家より御密旨を以御再生ニ奉取計候始終御内密記録ニ属候江戸其外諸方往復書状案控」(同、S②18-6)。

「高源院様御逝去記録」乾・坤(同、S③77-78)。以下「逝去記録」。「御内用殿様御病氣一件往復書状」上・中・下(東京大学史料編纂所宗家史料、宗家3-233-235)。

②187)。以下「往復書状」。

「御内用殿様御病氣一件書状扣」乾・坤(同、宗家3-233-237)。

本来、本文記述の典拠となつた史料名と利用箇所を個別に注記する必要があるが、今回は省略している。

(19) 以下倭館内での動きは、「館守毎日記 天明五年九月十月」(国立国会図書館宗家文書、823-8-52)、註(18)の「往復書状」、同「御内用殿様御病氣一件往復書状」による。

(20) 字は士敏、名は廷修。判官は各官庁の從四品の役人の称。

(21) 「承政院日記」正祖九年(乾隆五十年)十月初四日条。

(22) 『東洋学報』23-3・4、24-2・3。一九三七年。後、『近代日鮮関係の研究・下』(一九四〇)に所収。

『史淵』 115、一九七八年。

(23) 文献出版、一九八六年。とくに第5章「幕藩体制動搖期の通信使」。  
(24) そのような文書を作成するのは、事実経過を記すよりずっと難しい筈である。

(25) 通信使来日（訪日）の場合を例に考えてみると、①対馬藩の「通信使記録」、②幕府の法令、③幕府から命令を受けた諸藩の法令や記録、④動員された村落や沿道村落の史料、⑤筆談・唱和に参加した文化人の関連資料、⑥伝聞記録、⑦文学作品などがあるだろう。

(26) 史料の発掘は、各地の教育委員会（都道府県、市町村）、県史（市史、町史）編纂室、大学、研究者、「郷土史家」などが行っている。史料集の刊行は、地方公共団体の出版物（『県史』、『市史』、『町史』など）、研究機関の刊行物、民間出版社の出版物などが行っている。

(27) もちろん、全体が膨大であっても、研究テーマによつては、関連史料が十分とは限らない。

(28) 当時両国関係に関わった人々の間でも、その立場に応じて、知識や認識は、必ずしも同じでないことを、考慮しなければならない。対馬藩・幕府を例に考えれば、倭館の通詞—倭館守—対馬藩守—江戸藩邸—江戸幕府、朝鮮王朝を例に考えれば、訳官（とくに別差・訓導）—東萊府使—備辺司や礼曹—朝廷の重臣、と様々な段階が存在した。

### 付表 小田幾五郎関連史料（※印は易地聘礼関係以外）

#### 記録類III 朝鮮関係 A①

- 11 寛政九丁巳年正月日至十一月 御用書物扣覚 小田幾五郎  
12 戊午年正月乃至御用書物扣覚 小田幾五郎  
13 甲子年五月 （信使）議定書 御約条之部  
14 戊午八月中川要介殿持渡之 御令文・御返翰・別陳御返答・被仰掛之  
真文写 小田幾五郎  
附・（端裏）「午十二月十九日中川要介殿便」乍恐口上覚

（史料1）  
只今ニ至唐・阿蘭陀之外者入津御制禁之事与相心得居候儀に御座候、然処

寛政十一己未年自正月 御用書物扣覚 小田幾五郎

乙丑年閏八月掛合

丙寅八月十九日 □陳并□写（講定官訓導兼而都船主様江御内願申出置候品ニ付今日府使江往復之□写）

卯九月三日達 □上手覚

七月廿四日 □写

丙寅八月十九日 □陳并□写（講定官訓導兼而都船主様江御内願申出置候品ニ付今日府使江往復之□写）

九月十七日 （小田幾五郎・牛田善兵衛） □写

文化元甲子年乙丑年二至 真文控

（文化七年）午正月廿日 日記書抜

#### 記録類III 朝鮮関係 B

- 6—1 ※寛延二庚戌年三月九日日帳写 監董官被召仕手控帳  
6—2 ※寛延二庚戌年三月九日日帳写 監董官被召仕手控帳  
7 （寛政十二年四月、通詞小田幾五郎等倭館ニ而訳官と申談候記録）  
9 ※有田李兵衛裁判御役之節重立候御用相務候覺書  
9 ※光雲院様御直書之写  
14—1 享和元辛酉年 御内密書物扣 小田幾五郎  
14—2 享和二壬戌年 正月吉旦日 御内密書物扣 小田幾五郎  
14—3 享和二壬戌年 御内密真文扣 小田幾五郎  
16 享和三癸亥正月乃至十二月迄 御内密書物扣 東田庄右衛門・小田幾五郎  
郎・牛田善兵衛・吉松右助  
17 寛政十二庚申年 御内密書物扣 小田幾五郎  
※朝鮮向御咄之御都合ニ依御心覚之凡（※文化信使以後）  
48 ※韓事問知（※藩内向けの問答集）  
49 ※歳遣船図書ノ事例・公賀開市ノ事例  
55 （通詞小田幾五郎等倭館ニ而訳官と申談候記録）

此度逐御案内候通、当夏对州尾崎浦江来泊仕候英吉利国之船、國許出帆直

二朝鮮国釜山浦江渡着、対馬守館所江茂罷越、本朝通商御免之儀ニ付館司役江致对面度趣強而相望、則及應接候段者、先般逐御案内候通御座候、且又彼國役人共江茂、本朝通商奉御免候次第具、二申聞候由御座候、彼國江茂通商相望候哉、二相聞候得者、此後迎茂追々渡着可仕奉存候、就夫寛永・正保之度耶蘇之國々入津御制禁之儀嚴重被仰達候御儀ニ付、此度魯西亞・

仏蘭西・英吉利・亞墨利加通商御免被仰付候御儀、是亦御達無之候而者御不都合之御儀奉存候、依之右四ヶ国之儀通商及懇願、無余儀被思召上候付商壳之儀者被差免、邪法相弘候儀者弥堅御制禁被仰出候段、以使者為告知如何可有御座候哉、尚御主意柄宜被仰下被成下度奉存候、尤彼國之都合茂有之事故、告知之驅引者對馬守江御任被成下候ハ、都合能相達度奉存候

〈史料2〉

魯西亞・仏蘭西・英吉利・亞墨利加より通商及懇願、無余儀被思召候二付、商壳之儀者被差免候、勿論邪教之儀者弥堅御制禁被仰出候段、朝鮮國江為告知候様被仰出候、尤告知方之儀者御委任被成候間、御都合宜様可被取計候、

〈史料3〉

一筆致啓上候、魯西亞・仏蘭西・英吉利・亞墨利加之四国通商懇願仕候二付、商壳之儀者被差免、邪教之儀者弥堅御制禁被仰出候段、朝鮮國江申達候處、從札曹參判之返翰致到来候付、為御披見差上之候、此段為可申上、呈愚札候、恐惶謹言、

正月廿八日

久世大和守（広周、老中）様

内藤紀伊守（信親、同）様

安藤対馬守様

本多美濃守（忠民、三月十五日老中御免、溜詰格）様

〈史料4〉

貴札令披見候、弥御平安珍重奉存候、四国御通商之儀、遠人を被柔候道二をみて其害有間布候、邪教繫防之儀者、貴國從來御制禁之御訣ニ御座候得者、此場彼は御心遣無之誼儀与奉存候、委細御告知之趣、御隣睦之盛誼ニ出候儀与、感荷之至奉存候、別幅之珍品、辱致拝受、菲薄之土宜、聊表回敬候、余者御諒察可被下候、不備、

〈史料5〉「朝鮮王朝実錄」正祖実錄九年九月（二十七日）

東萊府使李頤祥馳啓言、「訓導」一星來告曰、「時館守倭、使守門通事、要與小的等相接、故與別差往見、則謂「以島中有莫大慶、對馬太守、喪出五日、幸得還生」、小的曰、「天下寧有是哉、果若還生、則何不即通、今近兩朔始」、館守倭曰、「当初症患、乃是熱候、不時喪出、伊後五日、半死半生、漸漸回蘇、昨日飛船通報而来、有何不信之端耶、小的問於通事諸倭曰「島主死生、所聞如何、而設或還生、豈有五十日後相通耶」、通事倭等曰「此事言之可愧、島主非真還生、蓋我國規例、各州太守生前、未及一覲江戸、則革其世、乃是不易之典、而島主之在任不久、且以年幼、未及一往江戸而死、平氏將亡、故不得已、與江戸執政相議、以島主之弟喪出様發說、而秘諱島主之喪、乃以島主之第二弟、代行我州太守也、事非正大、故說道於貴國礼儀之邦、誠極忸怩、此館守所以不敢直言、而托以還生也、島中既與江戸執政、相議秘諱、故一島晏然無復可憂、而惟是貴國、未諒事勢、專責義理、則平氏十世之業、一朝將亡於貴國、而吾輩館中之人、亦將相率而淪沒、顧我平氏、至今保有島中、專賴貴國之恩、一心向慕、無異藩臣、今若終始顧恤、得以復全、則生死肉骨之沵、為如何哉」云、諸倭之說、倫理殄滅、誠宜撤館倭之常饋、停送使之宴札、以光聖朝名教之治、而彼中既無告訃文跡、則自我先發、遽加声罪、事涉如何、申飭訓別等、勿復以悖理之說來告」云、

\*の箇所、あるいは「不」脱力。

東萊府使李頤祥馳啓して言く、「訓導」一星來告して曰く、「時に館守倭、守門通事をして、小的らと相接せんことを要む。故に別差とともに往きて

見るに、則ち謂ふに「島中莫大の慶であるを以てす。対馬太守、喪出五日にして、幸に還生を得」と。小的曰く、「天下に寧んぞこれあらんや。果たして若し還生せば、則ち何ぞ即通せざる。今両朔の始まるに近し」と。館守倭曰く「当初の症候、乃ちこれ熱候にして、不時に喪出せり。伊後五日は半死半生。漸漸と回蘇して、昨日飛船通報して来る。何ぞ不信の端しあらんや」と。小的通事諸倭に問うて曰く「島主の死生、関わるところは如何。而して設し或いは還生せば、あに五十日の後相通ずることあらんや」と。通事倭等曰く「この事これを言うは愧ずべし。島主真に還生するにはあらず。蓋し我国の規則、各州の太守、生前未だ江戸へ一観に及ばざれば、則ち其世を革めず。乃ちこれ不易の典なり。而るに島主の在任久しからず、且つ年幼を以て、未だ江戸へ一往に及ばずして死し、平氏將に亡ばんとす。故に已むを得ず、江戸の執政と相議し、島主の弟喪出の様を以て説を発し、而して島主の喪を秘諱す。乃ち島主の第二弟を以て我州太守を代行するなり。事は正大にあらず。故に貴国礼儀の邦に道を説くは、誠に極めて忸怩たり。これ館守の取えて直言せざして、托するに還生を以てする所以なり。島中既に江戸執政と相議して秘諱す。故に一島晏然として、復た憂うべきなし。而るに惟だこれ貴國、未だ事勢を諒さず、専ら義理を責めば、則ち平氏十世の業、一朝將に貴國に亡ばんとす。而して吾輩館中の人、また將に相率いて淪没せんとす。顧みるに我が平氏の、今に至りて島中を保有するは、専ら貴國の恩を頼み、一心に向慕すること、藩臣と異なるなし。今若し終始恤を顧み、得るに復全を以てせば、則ち生死肉骨の沢、如何たらんや」と云う」と。諸倭の説、倫理殄滅す。誠に宜しく館倭の常饋を撤し、送使の宴礼を停め、以て聖朝名教の治を光かすべし。而れども彼中既に告訃の文跡なし。則ち我より先に發し、遽に罪を加声するは、事涉如何。訓・別等を申飭し、復た悖理の説を以て來告するなけれ」と云うと。

〈史料6〉

閏八月九日

講定官敷天玄僉知・訓導陽元玄判官并當史壱人・衛前壱人、同道二而幾五郎方へ相見、善兵衛兩人二對面、當話相済訓導ら申聞候ハ、講定使公此間

講定官・訓導

御病と承り居候得共、御問申度事御座候間、何卒御逢被下候様申上與候様ニと申聞候付、兩人々相答候者、病之段も御存し御座候處、何体之儀御座候哉、大意可被仰聞と申候ニ付、講定向之御用ニ候与申出し候故、然者先御扣可被成候、右体之御用席ニ此両所如何之筋ニ而被成御同道候哉、此御両所ハあちらへ可被引退候、各様何ニと御心得御座候哉、我々多年來御用相勤候得共、無用之人公幹之席ニ入來候事無之候、期不申而茂夫式之御勘弁無之而重御用御勤被成候哉、殊更重大成御用席ニ被差置候者、御心得違ニ候、早々退出有之様御差図可被成候、左無之候ハ、我々引立テ可申と申候所、講定官・訓導名・丁度其通、御用席ニ他人交候事無之者、銘々也能く存居候得共、此人ハ按敷使名被差下候營吏、此人ハ府使名被差下候衙前ニ而、御用掛合之為ニも無之、各々被仰聞候事を書付來候様ニと含ニ候、近頃不省ニ可有之候へ共、兩使道ニ被對御見捨可被下と申聞候付、然ハ我々申候品も有之節者、兩使道之御聞ニ達候様之儀も御座候哉、講定官名、宜御引合ニ候与申、引直り當吏・衛前ニ向、兩使道之御合と存し不申、其上各ニ対し疎忽之詞を尽し候得共、不成私儀ニ御座候、公幹を論し筋相立候上者、互ニ恕才無之候と、笑ミを含申述、扱・講定御用ニ付而与有之、其先ハ何ニ之事ニ御座候哉、下地御咄し可被下与申候処、訓導袖<sup>スカウ</sup>ノ書付取出、崔何<sup>キサキ</sup>華彦<sup>カイ</sup>・崔何<sup>キサキ</sup>等聞込之訛ケ有之、遂吟味候処、講定之事、戊牛年<sup>ウシ</sup>ノ江相尋候様との儀ニ候、

両人々

夫ハ何之事ニ候哉、驚たるとも不被申、可笑外無之候よし、狂人ニしても偽造書契とハ何を為申儀ニ候哉、貴國ニ者左様之品取扱候臣下御座候哉、國之恥辱を不被顧御咄ニ候、戊午年与有之候者、戊午年礼曹<sup>ノ</sup>御書契有之、江戸表へ被差上置候、其偽造と被仰聞候儀者何之事やら一向分り不申、一言半句不致酬酢候御咄し御無用ニ候、書契之事ニ候ハ、品ニ依御咄し可申歟、両國御和公益篤キ時節、左様之語ハ仮りニも不申事ニ候、

然者戊午年之書契、朝廷より差出し無之候、  
両人より

朝廷より差出し無之与ハ、其偽造書契ニ而可有之候、両国御誠信御取引之書契者、礼曹・東萊ニ而已ニ候、抑書契者、朝鮮人之文句・筆跡・紙墨迄も他国之品交り無之、御誠信数百年之間疑敷事何ニ無之請取候者、則訓導・講定官之輩朝鮮人ニ候、殊更堂上官与申者、日本向別而重職之員ニ相立、信使之節者使臣之次饗應致シ、渡海官之節者被蒙使命対州ニ書契を被持來朝辭被述候、右御用初發より最早何ヶ年ニ相成候得者、昨今左様之儀被仰聞候哉、追々相勤候堂上官四五員何方より被差出候哉、何れも朝廷より被差出候人ニ御座候、我々朝鮮之御恩を蒙り候身分ニ而御咄し申候、万々一右様之説日本ニ響キ候ものニ至り候得者、朝鮮國之御恥辱、朝廷之御目鑑不明意ニハ押移申間敷哉、両国間之御用相勤候者、ケ様之大切ニ奉存候、朝廷より差出無之扱トハ、三尺之童子ニ戯れられ候物語ニ而、両國誠信之詞トハ不被存候、日本向ニハ左様戯れ被仰聞候場ニ無之、頓而来月修聘使も渡ニ相成、其節万々一も接應相滞候而ハ、対州之首尾合者勿論、両国間之入組忽ニ相生し候、其起り者、貴國より無躰之事を被仰聞、堂上官之人達より我々被欺、我々ハ講定使を欺キ、講定使対州を被欺、対州又江戸を被欺、江戸もまた日本六拾余州之太守ニ命令有之、疾より客館造営ニ取掛り有之候、ケ様ニ相成居候事之押詰、如何御心得被成候哉、矧又我々符同候与ハ、狂人之語ながら言語同断、口を開も汚ハしく御座候、□言度儘ニ申事ならハ、一□符同候□見度候、我々符同いたし候ヘハ、貴國之朝廷者勝手次第二相成候儀ニ候哉、何之為ニ朝廷人物を被撰、重任を被申付候哉、貴國之御恥辱を他国ニ晒され候儀と、笑止ニ存候、能々も下地を御尋申候、我々ハ我々ニ候へ共、講定使ニ参り、もし此等之御嘶被成候節者、府使ニ也可失御面目事ニ候、サア御兩人、何ニと思召候哉、各ニも日本判事之身分、両国間ニ事被起候底意候ハ、一言可被仰聞候、押なめて申サハ、御絶和之下意と相考候、講定官・訓導

口を揃ヘ、絶和之事、誰か評をいたし候哉、左様之儀、被申聞間敷候、絶和と申ハ無限重キ事、我々舌頭ニ出候事ニ無之候、伯国・華彦、国之

恥辱を引出し罪人ニ相成居候、誠ニ可恥儀ニ御座候与申、引続キ書手之者両人共ニ、絶和と申儀者御無用ニ可被成候与、席中ニ向ヒ相咄候、

両人より

伯国・華彦罪人ニ相成居候与被仰聞候得共、我々ハ左様ニ存不申候、外向者宰相ニなられ□此方者前講定官・前訓導ニ而候、御兩人茂同様之儀、明日御交代被成候得者同し事ニ御座候、昨今何角と可被仰聞との事ニ而、罪人と被仰候哉、最初ハ朝廷より被差越候重任之人達ニ候、此方へ

ハ前講定官華彦崔同知・前訓導伯国崔同知と可被仰聞候、已來罪人と被

仰聞間敷候、扱また、絶和と申儀舌頭ニ出候事ニ無之との御咄ニ候得共、絶和之御底意無之而無躰之筋を起、重キ御書契も御仕直し可被成底意と相察し候、此御書契何程之経略をめくらされ候而も、決而々動キ候ものニ無御座候、近來御兩人之御挙動、不落着數多御座候、先日講定筋ハ二段ニメ、此書付ハ如何哉、あ之書付ハいか、哉扱ト、事新く御尋有之前々講定ニ相成居候筋を毎度御穿鑿ニ付、有之事を有之儘ニ御引合置たる事ニ候、其上、外向ニ御控有之儀をも委御尋被成、不審ニ存居候、ケ様無躰成儀、府使より御尋被成者逆、おめくと此方へ御尋被成候哉、余りたわひ無キ事ニ付、我々おむて一円答不致候、貴□内ニ而何

様之儀も吐出し可申御咄条□貴国内之事ニ候与申候所、何れ講定使公へ者被罷上、貴様達迄用事有之入館仕候ニ付、御病何ニと御座候哉之趣、宜御申可被下与申聞候付、兩人共、講定使様江罷上り、返札之御挨拶申上ケ、問も無く罷帰り、当話之御返答申通し候事、

附り、彼銘々咄し合も可有之、態と兩人共に罷上り致往復候事、講定官・訓導、

先刻貴様達御答之大意、書記し可申与申聞ル、

両人より

あの様成ルたはひ無キ事ニ答ハ決而不致候、先刻咄之大意御耳留りも候ハ、如何共御筆可被成候、

彼方聞書大意覚、

偽造書契與申儀、是無く候、戊午年書契・萊府之書契杯、追々之堂上官當任之人より相受取有之候、

但、偽造之二字を云時者、心無仰対之意、又必欲殺害と書たる語跡二有之、此二語我々之体を書記し候と覧候、符同之儀、初々無之語ニ候、若も夫等之儀御座候時、追々之堂上官何れも可被致同意事候哉、委細申不及候事、対州を欺候与申者、我々を罪科ニ被行候様ニ申たる語と考候、國之事事を不思人、天か下に可有之候哉、

但、語不成説ト留ニ有之、

右之通相認、詞ニ而讀為聞候、我々一向文字不委体ニいたし居、其内曲理之文意ニ而も認メ有と眼を付ケ、態と大様ニ済候得共、書手共理を立

書取り候体ニ見、是者先刻申候通、答者無之、咄しニ候、夫ニなんぞ押印可致様無之、又

是等之儀、貴様達々被仰聞候事ニ無之候、講定官・訓導如何思召候哉、講定官・訓導相答候者、貴様方咄し書留候事ゆへ、其身府使之前言訛も

立可申、如何様押印して被遣度候、□本意者我国之者他国之人江曖昧之儀申候を其儘ニて朝廷ニ差出候而者、若万一朝命如何可有之哉難計、却

而大成ル御手入候間、兩使道々、各之咄しを聞キ、其筋明白ニ顯レ候様ニとの事ニテ、隨分宣敷訛ニ候、押印被致而も、貴様方之害ニ成候事無

之候与申候ニ付、兩人々、如何宜事、如何程害ニ成候事有之共、夫坏之儀、聊不懸念致候、併、兩使道之思召と被仰候故、固執ニも不被申、講

定官・訓導御両所々書付御出し可被成候、何ニと書候事哉、兩人々、其書付ハ、ケ様之非道日本々被仰聞候時、一々相答押印候而差出可申、と

一札御渡し可被置候、夫者難致候、然者、此条々後日何共申間布、此節限り候間、押印可被下と一札御渡可被成候、兩使道之思召と有之候付、無体ニハ不申、押印可致候、サア～一札御渡し可被置候、我々ハ無法

之筋不申、一札御渡可被成と詰寄候所、書手之者共々、日も長ケ候付、其事ハ後ニ御談し被成度申候を潮ニメ、訓導々、先達而朝廷ニ転達と言意無之候而者日本向不相済段、各々下書を被□ると相聞ヘ、其通ニ候哉、

彼方聞書大意覚

公木參百束借受られ候砌、我々々□之反物被送候様為申との説、誠ニ恥敷事ニ候、左様無心申ス了簡ニ候ハ、其内四五十束又者百束も□可被下与可申事ニ而者無之候哉、

但、取食事語不成説ト言有之、

彼方聞書大意覚

通信之時節目条々申來候度毎ニ、我々劍ヲ抜キ、いやとあれば刺殺候体をなし候ニ付、其意ニ応候との事、不興千万笑止に候、公幹之預り候身分、右様事共ニ而滞なく可相勤哉、我々□ニ而ハ左様之体見請候程成る事も不□申場ニ候、扱又、講定官下り方及延引、時々掛合致たる咄御座候、然処、伯国崔同知々、景和差當有之候へ共、病氣ニ而下來方相

江戸表へ上り候書、朝廷ニ無之候而者不相済儀、新ニ申迄無之、対州々申來候意、能々相貫候様不申達不叶、依之、要之事、折節者書付懸御目候事も可有之候、今御兩人江掛合候茂同様、其事精委御合点ニ至候様ニ者いつ迄も致シ成候儀ニ御座候、但、可為憑信之資ト云フ有リ、

彼方聞書大意覚

銅二十称、士正朴僉知被致借用候事為有之と覺へ候、其段対州勘定所江返済為有之と承り候、公木參百束之事者、其節伯国訓導ニ而、年条之公木相借居候ニ付、死貨を以差繕置得者弁利ニ有之、此先キ追々返済可致との事ニ候、余り委敷御尋ニ付、一向手近ニ可申述候、戊午年之書契、

公義江差上有之、是ニ付候公幹少ニ而茂相滯候而者、対州興亡ニ拘り候へ者、よしや參百束四百束死貨を以借渡、何を屈託無之事ニ候、□右掛合中彼方々、伯国・華彥公幹之浮費為之致借用候旨申たる趣毎々申聞候付、我々々、其身者如何様ニも可被存、我々ニおるてハ左様ニ者不存候、殊更乙卯年以来順成ニ至りたる公幹、今ニ至り浮費と申へく様無之、併、戊午年公義江者書契差上有之重大之御用、少しおも相滞候而者、國之大事、両國間之為候間、參百束四百束借し渡し有之共、御不審被下候儀ニ無之、其上死貨有事□及候与持合候付、大意前条ニ有之、

彼方聞書大意覚

滞候との書付も追々有之候、景和公是非下られ候様、我々より相嘗共談合  
いたし候との儀、実ニ不存寄、貴國之御役人を此方より何□ニ被仰付度と  
申儀、我々式之者相談候共、其通相成儀御座候哉。

彼方聞書大意覺

辛亥年議聘使渡有之、御用順能□不至、乙卯年返翰受取帰国有之候、然  
処、此年より間も無く士正朴正訓導ニ下来有之、早速被申聞候者、近頃議  
聘使帰国有之、今ニ而ハ易地省弊之事出来間敷候哉、拙者下来之節朝廷  
より含之有之、領儀政者別而懇意ニ付、直々之達も承り、易地省弊日本之  
為計りニして我國之益無之と相聞居候、我國ニ茂益有之候ハ、可談事ニ  
候處、日本向キ勝手而已ニ而無益之談ニ不應、其方此度下着之上、早々  
□繕相談候様、領儀政者素より朝廷より□含候、殊ニ近來我國參政相  
衰へ旁ニ付、可談□候之間之、又々御談ニ至へく哉との意ニ候間、

右之趣講定使館司之節ニ而、朝廷より御含と有之候得者、跡事ながらも打  
捨かたく、右之趣意書付差出候様ニと有之、則眞文ニテ士正より書付被差  
出候、講定使より対州へ被差越候處、対州も昨今議聘使帰国有之間も無  
之、其返翰者江戸江被差越候上、殊更右之通りニ有之、甚以あぐみ彼是  
見合せ居候内、翌辰年堂上官ニ被仰付、汝完□僉知より後官ニ候所、先官  
ニ被仰付、則首官ニて士正朴僉知被蒙渡海官、渡着之上対州ニおゆて奉  
行共応対候處、奉行より、堂上官書付而已ニ而者□如何ニ茂難取扱、  
府使より御書契有之候ハ、太守様江可被致周旋候、左無之而者御談ニ不相  
成与被申候付、士正より、帰國之上府使より書契被差出候様可致與堅く被申  
出置、訖官帰國直ニ上京、翌年士正二者為別遣と態々下り被来候而、府  
使より御書契茂被差渡候、其砌右之趣奉行を以江戸へ御内々被仰上候處、  
則対州江答メ之如く令命有之、甚以手入之趣ニ相聞候、乍併、両国と為  
と□存、対州各別之周旋ニ而又々右書契を以申上□候處、礼曹より  
書契有之候ハ、朝廷之意士相貫との儀ニ付、此趣士正江相達候處、則戊  
午年礼曹より書契下り来、江戸表ニ被差上、丁度今之通ニ候、ケ様ニ相  
成居候事、少しニ而茂御用筋滞候而者、決而く不相済儀ニ御座候、

附り、此通り相呴し、後ニ而、事長く候間、若年月前後も可有之、此

儀ニおるてハ又々御尋可被成候、彼方此内筋々之所計り書留□筋々尋  
ニ始終委相呴候事、

此所、後ニ而能々考候得者、其美ハ、御□文を以被仰出候趣、府使迄被  
仰達候を、府使より御請有之、此一口別段礼曹より被起候御謝書一同ニ出  
申候、此謝書御返答ニ者最早不及申事ニ候、右之通相済居候事、

附り、其節早々貫通いたし候様ニと存し、其上長キ事ニ而右之通相答、  
右相認メ候、講定官・訓導より、又々押印ハ如何哉与申聞候ニ付、御両所  
より書付者如何哉、我々氣性兼々御存知所ニ候、此上被仰聞候得者、覺悟  
御座候守、押詰たる様子を考候哉、書手共々、我々然者府使江申出たけ、  
何ニ而茂少し御記し被下たしと申候ニ付、夫ハ各之筋、拙者共存たる事  
ニ而無之候、乍去、強く御心遣ニ候ハ、宴享之節府使より我々を御呼被  
成候ハ、今日之約合委く可申上候と申候付、然者、夜ニ入差急候間、  
罷歸り候段申聞候故、先ツ御扣へ可被成候、此等之儀又々預御尋ニ候而  
者、一言之不致呴候、外向ニも書契往復扣も有之筈、御用之行道等是又  
明白ニ有之筈、必し茂此杯之御往復御無用ニ候、此間者引続講定官御出  
來有之候得共、最早御出来不及候、講定御用筋之節ハ、明日ニ而も此方  
より御下り被成候様ニと申可遣候、

附り、両人ハ御用席ニ被出候事故、姓名御記し可被下と申候所、ちと  
あくミたる躰ニも候へ共、講定官より大記し候様ニ由付候、則

當史 権 宋瑞

衙前 朴 乃輿

同十日

講定官人館、通詞家より兩人共ニ片時逢度由申來候ニ付、参り候處、兩人江  
早速申聞候者、昨日之掛合すんと宜敷、兩使道共ニ、是ニ而日本人之申分  
能々相貫、昨日相尋候者宜心得候との呴ニ而、誠に致安心、明後日共ハ啓  
聞ニ可相成候、今日者又々押印之事被申遣、書手老人同道、あの嘶し伯国  
抔々へも被引合候事ニも無之候、頓而貴様方宅ニ参り可申と申聞、無程書  
手と兩人善兵衛方へ相見へ、訓導ハ少々病ニ而不致下來、其上日々事々敷  
も有之、我等兩人罷下候、何分昨日之聞書に御招印可被下候と申候故、我々  
より、今日ハ御頼之躰ニ被仰聞、九十御掛合いたす間敷候へとも、途方も無

大切之筋、人名被申聞、夫ニ而受答書可致哉、嘶しハ何様ニも有内之事ニ候、今館中下々者共へ姿をいたし候杯候と、無理ニ申掛候時、日本人氣質これらへ可申哉、事御重く候ニ付、如昨一日相咄候得共、強而被申聞候ものニ候ハ、弥覺語可致外無之候与申候処、覺語杯と被申候程之儀ニ無之、是又外向之手數ニ候、此上強而不申候と申候ニ付、然者早々御登り可被成、御用之節者申遣候様可致候、これな事ハ又候被仰聞間敷候与申置候、

〈史料7〉

講定官密々申聞候者、都便有之候処、府使方へハ委不申來、則子謙方江朝廷方より申來候者、今度返翰之事、府使方へ申越候而者表向ニ相成候間、其方共江含メ遣し候ニ付、其方共日本向懇に致示談、順便ニ相成候様相尽し可申与之事ニ候。

一返翰者何れ彼方請取向不成而者不相済、此方より差出候品其儘ニ而仕替候時者、右返翰之意朝議相決候上之儀故、其節致朝決候数多之宰相不心得に相成り、其上彼方へ募而申儀ニ無之候得共、奸惡之者共之意ニ応し取済候者國体不相済、無本意事ニ候、此意其方共相含居、順便ニ相成候様與之事、  
但、幾五郎より申見候者、此御返翰一時ニ而茂御受取被成候事、決而不相成儀ニ御座候、頃日より申候通り、國之大切ニ及候儀を、如何様之事有之共御預り可被成哉、御察し可成与申候処、講定官より、是□御請取被成候様申事ニ茂無之、返翰何方ニ有之而茂、館内ニさへ有之候得者、  
外向者不差支候與申聞候事、  
タ返簡彼方容易ニ受取間敷、就夫、其方共朝意之旨を以書付差出し、懇ニ申諭、何分受取ニ相成候様相尽し可申との事、  
タ右趣向表向返翰受取候ものにして、対州より此返翰之意を以書契來候者、夫を以速ニ相應彼此順便ニ可致候との事、  
タ対州より□へ被差渡候文意之趣も朝廷より含有之候、右返翰誠ニ致當惑候、此趣東武ニ申出候事ニ無之候、然者我國自然と亡ひ候与申ものニ御座候与云意ニ而申來候得者、双方順便ニ事整り候與書意迄も申來候、  
但、幾五郎申見候者、何れも難被成事ニ御座候、此御書契如何程御丁

寧之御返翰出候而茂むだ事ニ候、當大差使様御返翰あの儘ニ而者、何篇不相済候、此儀何ニと御心得被成候哉、講定官より、夫者相心得居候、大様さへ順路ニ至候得者、大差公御返翰者屹度丁寧ニ相調り可申候、此等氣遣被申間敷と申聞、  
タ右書契新ニ大差使御持渡被成候得者、早速許接ニ至り、諸般速ニ取計可申候、此趣も相含來居候段申聞、  
但、幾五郎より申見候者、大差使与申者江戸表より之御使者ニ而、御国之思召ニ而ハ不容易儀ニ候与相咄候処、講定官より、然者どの御送使ニ而も御持渡、宴厅ニ而御渡被成候得者不苦候与申聞候事、  
タ講定官より、右之意何分御内願被申上可被下候、誠ニケ程迄朝廷より含有之、手を被尽候、御用之土台ハ相済居候、今ニ而者手筋を調へ候而已ニ候を、口借（惜力）事共ニ候、此事不相叶候得者、先達而より申談し候通り、飛船着之上両使道別宴被仰掛候上、□有ル御方東萊江御越被成候外無之候、是ニ至時、弥無滞相整り可申哉之程も難計候、何卒朝廷より含通り御拔見可被下与申候ニ付、我々より、不容易儀ニ御座候与一通り申置候事、  
但、講定官罷帰り候節、善兵衛ニ申候者、幾五郎江相咄候、飛船渡着之上談事ニ候与申聞、

右大意者訓導よりも申聞候得共、至而重キ筋、我々何共難申御座候与申置候、以上、

七月廿四日

小田幾五郎  
牛田善兵衛

（参考・史料7の訳文例）

口写

講定官が密かに言うことには、「都からの手紙がありましたところ、東萊府使の方へは詳しいことは言つてこず、子謙（人名）の方へ朝廷から『今度の返事の書契のことは、東萊府使の方へ連絡しては表向きになつてしまふので、その方たちへ申し含めておくから、その方たちが日本に対して懇ろに相談して、うまくことが運ぶように努力せよ』とのことでした。」  
「（朝廷の指示は）返事の書契は、いずれ彼の方（日本）は受け取らなくて

は済まない。こちら（朝鮮側）から差し出す品を、（来翰に）そのまま対応させて作成した場合は、右の返事の書契は朝廷の議論が決まった上でのことだから、その時に朝廷の議論を決めた多数の重臣が不心得だったということになつてしまふ。その上、日本に対して強く言うべきことではないけれども、悪人（収賄や書契偽造で処罰された者を指す）たちの考えに即して処理するのは、国家の対面として済まない、不本意なことである。この考えをその方は、朝廷は念頭に置いて、うまくことが運ぶようにせよ」とのことでした。

ただし、幾五郎は以下のように言つてみました。「このご返事の書契は、一時的にでも受け取ることは、決してできないことです。先日から言つているとおり、国家の重大事に及ぶことを、どのような理由があつても受け取ることがができるでしょうか。お考えください」と言つたところ、講定官は、「この書契は、きちんとお受け取りになることはないのです。返事の書契はどこにあつても、（朝鮮側の手を離れて）倭館の内にさえあれば、朝鮮としては少しも差し支えないのです」と言つた。

「（同様に）返事の書契を、日本側は簡単には受け取らないだろう。それにについて、その方たちは、朝廷の意向であるとして書付を差し出し、よく説明して、なんとか受け取るよう努めさせよ」とのことでした。

「右の趣向は、表向き返事の書契を受け取るというもので、対馬からこの返事の趣旨に対する書契が来れば、それに対して速やかに対応し、うまく行くようにしよう」とのことでした。

「対馬から□（朝鮮方）へ渡される書契の文意についても、朝廷から申し含めがありました。

『右の返翰には誠に当惑しています。この趣旨は幕府に申し出ることはできません。そうすれば我が藩は必然的に滅亡してしまうというものです』という文意で言つて来ればお互にうまくことが整う」と、書契の趣旨までも言つて来ています。

ただし、幾五郎は以下のように言つてみました。「いざれも困難なことです。この書契にそれほど丁寧な返翰が出ても意味がありません。今の大差使への返翰があのままでは、どうしようもありません。このことをどうお考えですか。」と、講定官は、「それは分かっています。大槻さえ順調に行けば、

大差使公への返翰はきっと丁寧に（丁寧な文面で）作成しましょう。これらのお気づかいはいりません」と言いました。

「右の（今回の返翰では困るという趣旨の）書契を、新たに大差使がご持参にれば、早速応接を許可して、諸般速やかに取りはからう。」という趣旨も（朝廷から）申し含められて来ていました。「大差使というのは

ただし、幾五郎からは以下のように言つてみました。「大差使といいうのは江戸幕府からの使者であつて、対馬国元のお考えでは簡単には行かないことです」と話したところ、講定官からは、「それならばどの使者でもご持参になり、宴享の時にお渡しなされば結構です」と言いました。

「講定官から、「右の趣意を何分内々にお願い申し上げてください。誠にこれまで朝廷から内々の指示があり、手を尽くされているのです。御用の土台は出来ています。現在では手順を踏むだけなのに、残念なことです。このことが了解いただけないのであれば、先だつてから言つておきますように、飛船（連絡用の小舟）が着いた上で、両使道に（定例以外の）別宴を要請され、□有る方が東萊府へお越しになる以外にありません。このようになった時、ほんとうに滞り無くうまく行くかどうかも分かりません。そうか朝廷からの指示通りにやつてみて下さい」と言いましたので、我々からは、「容易なことではありません」と一応言っておきました。

ただし、講定官が帰る際に、善兵衛に言つたことには、幾五郎へも話しました。飛船渡着の上で相談しましょう」と言いました。右の大意は訓導からも言いましたけれども、「至つて重大な筋であり、我々は何とも申し上げられません」と言つておきました。以上。

〔付記〕  
本報告の内、1は拙稿「万延元年、対馬藩による朝鮮への四国通商告知一件」（横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『一九世紀の世界と横浜』山川出版社、一九九三年）、2は「対馬・江戸・釜山一天明五年、宗猪三郎急死一件をめぐつて」（田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年）を元に再構成したものである。